

関係各位

京都府商工労働観光部長

**「まん延防止等重点措置協力金【飲食店等への協力金】」（京都市内）、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【飲食店等への協力金】」（京都市以外の地域）及び「まん延防止等重点措置協力金【大規模施設等への協力金】」の申請受付について
（令和3年6月21日（月）～7月11日（日）実施分）**

京都府では、令和3年6月21日から7月11日まで、京都府内の飲食店等及び京都市内の大規模施設等に対し、営業時間の短縮要請（以下「時短要請」という。）を行いました。
つきましては、この時短要請に御協力いただいた事業者の皆様に対して、「まん延防止等重点措置協力金【飲食店等への協力金】」（京都市内）、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【飲食店等への協力金】」（京都市以外の地域）及び「まん延防止等重点措置協力金【大規模施設等への協力金】」を支給することとしており、以下のとおり申請の受付を行いますので、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して周知いただきますようお願いいたします。詳しい内容については京都府ホームページを御確認ください。

1 飲食店等への協力金

(1) まん延防止等重点措置協力金（京都市内：6/21～7/11 実施分）の概要

1 要請期間	6月21日（月）～7月11日（日）【21日間】
2 対象地域	京都市内
3 要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・午前5時～午後8時の間の営業を要請 ・カラオケ喫茶・スナック（カラオケボックスを除く。）については、時短要請期間中、カラオケ設備の使用を自粛していること。 ・酒類提供は以下の要件を満たした上で、午前11時から午後7時まで <p>【酒類提供要件】</p> <p>①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）、②手指消毒の徹底、③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底、⑤同一グループの入店は、原則4人以内とすること</p>
4 対象施設	<p>飲食店・喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く）、遊興施設（※）（接待を伴う飲食店等）で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗</p> <p>※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は時短要請の対象外。（酒類提供を行う場合は酒類提供要件を満たすこと及びカラオケ設備の使用の自粛を要請）</p>
5 支給額	<p>事業規模（売上高等）に応じた支給額</p> <p>※ 次頁の【まん延防止等重点措置協力金（京都市内：6/21～7/11 実施分）の支給額】参照</p> <p>※ 定休日等の店休日を除き、時短要請等に協力した日数に応じて支給</p>
6 支給要件	<p>次のいずれにも該当する事業主（大企業も対象となります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時短要請を行った令和3年6月18日（金）以前に午後8時から午前5時までの時間帯で営業を行っている「4 対象施設」を運営する企業・団体及び個人事業主であること ・対象施設に関して、必要な許認可（※）等を取得している者であること ※ 食品衛生法における飲食営業許可 など ・「1 要請期間」のうち、時短営業の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じた者であること ・新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること ・酒類提供を行った場合には、「酒類提供を行うために満たすべき項目チェックリスト」について、府による確認を受けていること
7 受付期間	<p>【売上高方式を選択する中小企業等】 令和3年7月14日（水）～9月3日（金）</p> <p>【大企業、みなし大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業等】 令和3年8月2日（月）～9月3日（金）</p> <p>※売上高減少額方式の場合、令和3年7月における申請店舗の飲食事業の売上高が確定している必要がありますので、受付は8月2日（月）からとなります。</p>

（裏面あり）



(2) **新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金** (京都市外 : 6/21~7/11 実施分) の概要

1 要請期間	6月21日(月)~7月11日(日)【21日間】
2 対象地域	京都市以外の地域
3 要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・午前5時~午後9時までの間の営業を要請 ・カラオケ喫茶・スナック(カラオケボックスを除く。)については、時短要請期間中、カラオケ設備の使用を自粛していること。 ・酒類提供は以下の要件を満たした上で、午前11時から午後8時30分まで <p>【酒類提供要件】</p> <p>①アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、②手指消毒の徹底、③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底、⑤同一グループの入店は、原則4人以内とすること</p>
4 対象施設	<p>飲食店・喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く)、遊興施設(※)(接待を伴う飲食店等)で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗</p> <p>※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は時短要請の対象外。(酒類提供を行う場合は酒類提供要件を満たすこと及びカラオケ設備の使用の自粛を要請)</p>
5 支給額	<p>事業規模(売上高等)に応じた支給額</p> <p>※ 以下の【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(京都市外:6/21~7/11実施分)の支給額】参照</p> <p>※ 定休日等の店休日を除き、時短要請等に協力した日数に応じて支給</p>
6 支給要件	<p>次のいずれにも該当する事業主(大企業も対象となります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時短要請を行った令和3年6月18日(金)以前に午後9時から午前5時までの時間帯で営業を行っている「4 対象施設」を運営する企業・団体及び個人事業主であること ・対象施設に関して、必要な許認可(※)等を取得している者であること ※ 食品衛生法における飲食営業許可 など ・「1 要請期間」のうち、時短営業の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じた者であること ・新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること ・酒類提供を行った場合には、「酒類提供を行うために満たすべき項目チェックリスト」について、府による確認を受けていること
7 受付期間	<p>【売上高方式を選択する中小企業等】 令和3年7月14日(水)~9月3日(金)</p> <p>【大企業、みなし大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業等】 令和3年8月2日(月)~9月3日(金)</p> <p>※売上高減少額方式の場合、令和3年7月における申請店舗の飲食事業の売上高が確定している必要がありますので、受付は8月2日(月)からとなります。</p>

【まん延防止等重点措置協力金(京都市内:6/21~7/11実施分)の支給額】

		令和2年又は令和元年の6・7月の1日当たりの売上高		
		~7.5万円	7.5万円~25万円	25万円~
支給額	売上高方式(中小企業)	3万円/日	3万円~10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	売上高減少額方式(大企業、希望する中小企業)	令和2年又は令和元年の6・7月の1日当たりの売上高減少額×0.4/日 (上限20万円/日)		

【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(京都市外:6/21~7/11実施分)の支給額】

		令和2年又は令和元年の6・7月の1日当たりの売上高		
		~8.3333万円	8.3333万円~25万円	25万円~
支給額	売上高方式(中小企業)	2.5万円/日	2.5万円~7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	売上高減少額方式(大企業、希望する中小企業)	令和2年 or 令和元年の6・7月の1日当たりの売上高減少額×0.4/日 又は 令和2年 or 令和元年の6・7月の1日当たりの売上高×0.3/日 のいずれか低い金額 (上限20万円/日)		

2 大規模施設等への協力金

(1) 大規模施設等への協力金 (京都市内 : 6/21~7/11 実施分) の概要

要請期間	6月21日(月)~7月11日(日) 【21日間】	
対象区域	京都市内	
協力金支給対象者	特定大規模施設の運営事業者	建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える特定大規模施設(別表1参照)の運営により収益を得る事業を行う者であって、当該施設の営業時間短縮を決定する権限を有し、要請に応じた者
	テナント事業者	特定大規模施設又はイベント関連施設(別表1参照)の区画について、契約に基づき賃借し、又は分譲を受けて、自己の名義で出店し、大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって、一般消費者向けに事業を営む者であって、要請に応じた者 ※ 特定大規模施設又はイベント関連施設の敷地内において、当該施設運営者等との契約に基づき、飲食品等の移動販売を継続的に行う者を含む。
	映画配給会社	特定大規模施設として協力金の支給を受ける映画館へ作品を配給し、配給する作品の上映回数が、映画館の営業時間の短縮により減少した事業者
支給額	面積等に応じた額を支給(詳細は(2)を参照)	
受付期間	特定大規模施設の運営事業者	令和3年7月15日(木)~令和3年8月5日(木)
	テナント事業者	
	映画配給事業者	令和3年7月15日(木)~令和3年8月19日(木)

(別表1)

施設区分	施設例(床面積が1,000㎡を超えるものに限る。)	特措法に基づく要請内容	支給対象	
特定大規模施設	商業施設※1	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	営業時間短縮 (5時から20時まで)	特定大規模施設の運営事業者及びテナント事業者
	屋内遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等		
	遊興施設※2	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等		
	サービス業※1	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	21時までの営業時間短縮	
	映画館等	映画館、プラネタリウム		
イベント関連施設	劇場等	劇場、観覧場、演芸場等	【イベント開催の場合】 21時までの営業時間短縮 人数上限5,000人かつ 収容率50%以下(大声での歓声、声援等がないことを前提としうるものは100%以下) 【イベント開催以外の場合】 20時までの営業時間短縮	テナント事業者のみ
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等		
	ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会用に供する部分に限る)		
	屋内運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等		
	屋外運動施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場等		
	屋外遊技施設	テーマパーク、遊園地等		
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等			

※1 生活必需物資(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材、化粧品、衣料品、家電製品、本、文房具)の売場及び生活必需サービスの提供を行う店舗を除く。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。

(2) 大規模施設等への協力金 (京都市内 : 6/21~7/11 実施分) の支給額

○時短要請に応じた特定大規模施設等に対する協力金

特定大規模施設 (建築物の床面積の合計が1,000㎡超)	特措法第24条第9項に基づく要請に応じた、1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者に対して、 自己利用部分(※)の協力面積1,000㎡毎に20万円/日・施設に「時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を協力日数分支給
特定大規模施設及びイベント関連施設内のテナント事業者等	大規模施設において、テナント契約に基づき一般消費者向けの店舗を運営する事業者に対して、 店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗に、「時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を協力日数分支給

※ 大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分

3. 申請期間及び申請方法

(1) 飲食店等への協力金

① 申請期間

【売上高方式を選択する中小企業等】

令和3年7月14日(水)～9月3日(金) ※当日消印有効

【大企業、みなし大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業等】

令和3年8月2日(月)～9月3日(金) ※当日消印有効

② 申請方法

1. WEB 申請

<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin13.html>

令和3年7月14日(水) 13時00分から受付開始

2. 郵送による申請 (できるかぎり、WEB 申請の御利用をお願いしています。)

(宛先) 〒603-8799 京都北郵便局留

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局

(2) 大規模施設等への協力金

① 申請期間

【特定大規模施設の運営事業者】

令和3年7月15日(木)～令和3年8月5日(木)

【テナント事業者及び映画配給事業者】

令和3年7月15日(木)～令和3年8月19日(木)

② 申請方法

1. WEB 申請

<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-daikibo2.html>

令和3年7月15日(木) 13時00分から受付開始

2. 郵送による申請 (原則としてWEB 申請を御利用をお願いしています。)

※特定大規模施設運営事業者及び映画配給事業者は郵送による申請はできません。

(宛先) 〒603-8087 京都柳馬場郵便局留

新型コロナウイルス感染症拡大防止大規模施設等協力金事務局

4. 問合せ先

(1) 飲食店等への協力金

協力金コールセンター

電話番号 075-365-7780 (月～土 9:30～17:30) ※日・祝日は休み

(2) 大規模施設等への協力金

大規模施設等協力金コールセンター

電話番号 075-252-1330 (月～土 9:30～17:30) ※日・祝日は休み